

# 上田市省エネ家電買換え支援補助金

## 【Q&A】

### 目次

#### 補助対象について …………… P3～P4

- 1 リサイクルする冷蔵庫がなく、新規で購入する場合は補助の対象となるか。
- 2 いつ購入したものが補助対象となるか。
- 3 設置場所の条件は。
- 4 市外在住で上田市に転入を予定していますが、転入前に上田市内の事業所で購入した場合、補助対象となるか。
- 5 冷凍庫は対象となるか。
- 6 リサイクルする冷蔵庫の設置していた場所と、対象製品の設置する場所が異なる場合は対象となるか。
- 7 事務所に設置する場合は、対象になるか。
- 8 住宅兼事務所に設置する場合、補助の対象となるか。
- 9 世帯主でなくても申請できるか。
- 10 同一世帯で複数回申請できるか。
- 11 2世帯住宅の場合は、世帯ごとそれぞれで申請できるか。
- 12 市外の店舗やインターネット、フリマサイト等で購入した場合は、補助対象になるか。
- 13 リース（レンタル品）は対象となるか。
- 14 リユース品（中古品）は対象となるか。
- 15 省エネ基準達成率は、どうやって確認すれば良いか。
- 16 補助金の算定のもととなる補助対象経費は何か。
- 17 国や県の補助事業との併用は可能か。
- 18 補助対象製品の値引き（クーポンの使用等を含む。）があった場合、補助対象経費はどうなるか。
- 19 支払時にポイントを使用した場合、補助対象経費はどうなるか。

## 補助金の提出書類について……………P5

- 20 申請書類はどこで取得可能か。
- 21 申請はどうすればいいか。
- 22 申請書兼実績報告書の提出期限はいつまでか。
- 23 領収書の記載事項は何が必要か。
- 24 領収書の宛名は、申請者以外の人でも良いですか。
- 25 市内に本店がない事業所（家電量販店、ホームセンター等）で購入しましたが領収書に上田市内の店名や所在地の記載がない場合はどうしたらいいか。
- 26 交付請求書に記載する口座情報は申請者以外の名義でも良いですか。
- 27 申請書類を書き間違えた場合は、どのように訂正すればいいですか。
- 28 保証書の写しは、販売店が独自に発行するレシート形式のものでいいですか。

## 上田市地球温暖化対策設備設置費補助金 Q&A

補助対象について		
質問	回答	
1	リサイクルする冷蔵庫がなく、新規で購入する場合は補助の対象となるか。	対象外です。 平成 26 (2014) 年以前に製造された既設の冷蔵庫を処分（リサイクルし、買換えを行う場合が補助の対象となります。
2	いつ購入したものが補助対象となるか。	令和 7 年 4 月 1 日以降に購入した製品が対象となります。 また、リサイクルも令和 7 年 4 月 1 日以降に行っていることが条件となります。
3	設置場所の条件は。	申請者が自ら居住している市内の住宅となります。
4	市外在住で上田市に転入を予定していますが、転入前に上田市内の事業所で購入した場合、補助対象となるか。	対象外です。 上田市で使用していた冷蔵庫を処分（リサイクル）し、買換えを行う場合が補助の対象となります。
5	冷凍庫は対象となるか。	対象外です。 冷蔵庫を処分し、冷蔵庫を購入する場合が補助の対象となります。
6	リサイクルする冷蔵庫の設置していた場所と、対象製品の設置する場所が異なる場合は対象となるか。	対象外です。 リサイクルする冷蔵庫の設置していた場所は、対象製品の設置場所と同一の建物内であることが条件となります。 なお、同一の建物内で設置場所が異なる場合は補助の対象となります。
7	事務所に設置する場合は、対象になるか。	対象外です。申請者自らが居住している市内の住宅に設置した場合が対象となります。
8	住宅兼事務所に設置する場合、補助の対象となるか。	住宅部分に設置する場合は対象となりますが、事務所に設置する場合は対象外となります。
9	世帯主でなくても申請できるか。	可能です。 申請者は、提出書類に記載の全ての名義と同一である必要があります。
10	同一世帯で複数回申請できるか。	できません。交付の申請となる台数は、1 世帯につき 1 台となります。
11	2 世帯住宅の場合は、世帯ごとそれぞれで申請できるか。	住民票上で世帯分離をしている場合は、それぞれで申請可能です。
12	市外の店舗やインターネット、フリマサイト等で購入した場合は、補助対象になるか。	対象外です。上田市内の事業所で購入した場合が対象となります。
13	リース（レンタル品）は対象となるか。	対象外です。申請者に所有権がないものは対象外となります。
14	リユース品（中古品）は対象となるか。	対象外です。対象製品は、新品（未使用品）に限ります。

15	省エネ基準達成率は、どうやって確認すれば良いか。	経済産業省資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト ( <a href="https://seihinjyoho.go.jp/">https://seihinjyoho.go.jp/</a> )」やメーカーのカタログ、統一省エネラベルで確認できます。省エネ基準達成率が100パーセント以上であることが条件となります。 また、サイトに登録のない製品や量販店のオリジナルモデル等については、メーカーや販売店にご確認ください。
16	補助金の算定のもととなる補助対象経費は何か。	補助対象製品の購入価格(税込み)です。付属品、設置、配送等に係る経費、既設の冷蔵庫の処分費は対象外です。
17	国や県の補助事業との併用は可能か。	併用可能です。 なお、信州省エネ家電購入応援キャンペーンにより付与されるポイントは、補助対象経費の購入価格から差し引く必要はありません。
18	補助対象製品の値引き(クーポンの使用等を含む。)があった場合、補助対象経費はどうなるか。	値引き後の補助対象製品の購入価格(税込み)に対して補助金の額を決定します。なお、冷蔵庫を含む複数の商品を同時に購入し、合計金額から「〇円引き、〇%引き」となった場合は、値引き額の全額を補助対象製品の購入価格から差し引いてください。
19	支払時にポイントを使用した場合、補助対象経費はどうなるか。	ポイント使用分を対象製品の購入価格(税込み)から差し引いてください。

補助金の提出書類について

質問		回答
20	申請書類はどこで取得可能か。	環境政策課の窓口、上田市のホームページからダウンロードにて取得できます。
21	申請はどうすればいいか。	持参、郵送のいずれかで提出してください。 なお、「ながの電子申請サービス」からオンラインでの申請も受付予定です。受付可能となった場合は、市のホームページでお知らせします。
22	申請書兼実績報告書の提出期限はいつまでか。	令和8年2月末までです。 ただし、予算の上限に達し次第終了となりますので、早めにご申請いただくことをお勧めします。
23	領収書の記載事項は何が必要か。	① 宛名、②製品の型番、③対象製品の購入価格、④領収日、⑤購入店舗名、⑥購入店舗の所在地（市内の住所）の記載が必要です。
24	領収書の宛名は、申請者以外の人でも良いですか。	領収書、保証書等の宛名は申請者と同一である必要があります。
25	市内に本店がない事業所（家電量販店、ホームセンター等）で購入しましたが領収書に上田市内の店名や所在地の記載がない場合はどうしたらいいか。	購入した事業所に購入店名、店舗の所在地（市内の住所）の記載のある領収書の発行を依頼してください。 市内の店舗で購入したことが証明できない場合は補助の対象となりません。
26	交付請求書に記載する口座情報は申請者以外の名義でも良いですか。	申請者本人の口座に限ります。
27	申請書類を書き間違えた場合は、どのように訂正すればいいですか。	次のとおり対応してください。 ・『上田市省エネ家電買換え支援補助金交付申請書兼実績報告書』の場合 ⇒訂正箇所に二重線を引いて正しい内容を記入してください。 ・『上田市省エネ家電買換え支援補助金交付請求書』 ⇒新しい書類に書き直してください。
28	保証書の写しは、販売店が独自に発行するレシート形式のものでいいですか。	製造業者（メーカー）が発行する保証書の写しが必要となります。製造業者が発行する保証書が空欄の場合は、申請者が型番・製造番号・氏名・住所・購入日等を記載のうえ写しを提出してください。 販売店が独自に発行するレシートでは、受付ができません。

※ その他ご不明な点等がございましたら、上田市役所 環境政策課（0268-71-6428）までお問い合わせください。